貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和６年３月)

３月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	はまなす観光バス株式会社（法人番号３４３０００１０３３５５６）　代表者日笠友英	北海道北広島市大曲２番地６	本社営業所	北海道北広島市大曲２番地６	R6.03.18	輸送施設の使用停止（６０日車）	道路運送法第１０条	令和５年１１月１３日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）収受した運賃又は料金の割戻しをしていたこと。（道路運送法第１０条）	6	6
2	株式会社ケイエムトラスト旅行サービス（法人番号１４３０００２０３７４８３）森山克美	北海道札幌市東区丘珠町５８３番８４	本社営業所	北海道札幌市東区北丘珠２条２丁目１２番６号	R6.03.18	輸送施設の使用停止（６０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項　他３件	令和05年10月31日及び12月22日に、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。⑴点呼の記録の記載事項不備（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）（２）乗務等の記録なし（運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項（３）運行記録計記録なし（運輸規則第２６条第１項）（４）法人役員変更未届出（道路運送法施行規則第６６条第１項第８号）	6	6
3	有限会社飛内運輸（法人番号９４６０１０２００５９５８）代表者飛内壮夫	北海道河西郡芽室町東９条１０丁目５－１１	本社営業所	北海道河西郡芽室町東９条１０丁目５－１１	R6.03.18	輸送施設の使用停止（１１０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他８件	令和05年11月9日に、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。⑴下限割れ運賃を収受していたこと。（道路運送法第９条の２第１項）（２）営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更届出を怠っていたこと。（道路運送法施行規則第１５条第１項（３）点呼の記録の記載事項不備（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）（４）乗務員台帳未作成（運輸規則第３７条第１項）（５）特定運転者に対する適性診断未受診（運輸規則第３８条第２項）（６）日常点検未実施（運輸規則第４５条）（７）定期点検未実施（運輸規則第４５条第１項）（８）整備管理者研修（運輸規則第４６条）（９）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項）	11	11
4	株式会社エムワイ観光（法人番号９４５０００１００７０８１）代表者寺田政行	北海道旭川市永山北２条９丁目１３番地１２	北広島営業所	北広島市南の里５３７番地２	R6.03.18	輸送施設の使用停止（１２０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他２件	令和05年11月9日に、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。⑴下限割れ運賃を収受していたこと。（道路運送法第９条の２第１項）（２）疾病、疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）（３）輸送の安全にかかわる公表義務違反（道路運送法第２９条の３）	12	22
	以下余白									